

宇治市部活動地域展開推進委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒が将来にわたってスポーツ・芸術文化活動に親しむ機会を確保・充実するための部活動改革を進めることを目的とし、学校と地域との連携による部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域展開に向けた課題等を総合的に検討するため、宇治市部活動地域移行検討委員会を廃止し、宇治市部活動地域展開推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 委員会は、部活動の地域展開に係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域展開後の運営方法等に関すること。
- (3) 地域展開に係る実践研究事業に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域展開に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ・文化団体の関係者
- (3) 中学校の関係者
- (4) PTA関係者
- (5) その他教育長が適当であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総合推進センター学校教育課及び産業観光部文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、令和8年5月25日から施行する。

2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。